

特定歴史公文書の利用制度について

1 利用制度の開始に向けた取組

熊本県行政文書等の管理に関する条例の施行附則において、施行日(平成24年4月1日)以前に作成又は取得した永久保存文書で30年を超えて保存しているものについては歴史公文書とみなし、知事へ移管し、知事は県民の利用に供するよう努めることとされている。そのため、平成23年度から段階的に特定歴史公文書の利用開始に向け、永久保存文書の確認及び移管作業を進めてきた。

(取組の流れ)

- ① 過去の紙台帳をデータベース化し、各所属へ提供し、永久保存文書現物の確認及び引き続き業務に使用するか否かの判断を依頼。
- ② 引き続き業務に使用しないと判断された永久保存文書を各所属から県政情報文書課へ移管(移管元への利用制限情報に係る意見照会も実施)。
- ③ 移管を受けた簿冊(保存容器)について、どのような文書が含まれているか調査。
- ④ 目録を作成。
- ⑤ 目録に登載した特定歴史公文書に、識別番号を付与。
- ⑥ 目録を公表。

2 利用制度の開始

- (1) 開始時期 平成25年7月
- (2) 利用対象文書 昭和40年度以前の知事部局文書 1,461件
(資料3-2 特定歴史公文書目録のとおり)
- (3) 利用の方法 情報公開制度に準じた方法で利用

別添「特定歴史公文書利用請求に係る手続フロー」参照

3 利用制度に係る要領・細則の決定

- (1) 資料3-4 特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領(知事が決定)
- (2) 資料3-5 特定歴史公文書の利用請求に対する処分に係る審査基準
(知事が決定)
- (3) 資料3-6 熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領(委員会が決定)

※ 概要については、平成24年7月24日開催の平成24年度第2回行政文書等管理委員会で審議済み。

(参考条文)

○熊本市行政文書等の管理に関する条例（平成23年条例第11号）

(移管又は廃棄)

第8条

第1項～第2項 略

3 実施機関は、第1項の規定により知事に移管する行政文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(法人文書の管理に関する原則)

第11条

第1項～第4項 略

5 地方独立行政法人等は、前項の規定により知事に移管する法人文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)

第15条 知事は、保存している特定歴史公文書について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第7条第3号又は第6号ア若しくはオに掲げる情報

エ 情報公開条例第7条第7号に掲げる情報

オ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 (略)

【条例附則】（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

3 実施機関は、この条例の施行の際実施機関が自ら定めた基準により保存期間を定めることなく保存している簿冊等（略）で第5条第1項又は第3項の規定により実施機関が規則その他の規程で定める期間のうち最も長い期間を超えて保存しているものについては、第2条第5項に規定する歴史公文書とみなし、第8条の規定の例により知事に移管し、知事は、その移管された文書を第4章の規定の例により、保存するとともに、利用に供するよう努めるものとする。

4 (略)

5 (略)

特定歴史公文書利用請求に係る手続フロー

